

## トピックス



### 教育訓練給付制度のご案内



～ キャリアアップ・キャリアチェンジを目指す労働者の皆さまへ ～

厚生労働省は、教育訓練給付の対象となる、「特定一般教育訓練」と「専門実践教育訓練」の令和6年度付け指定講座を公表しました。

今回、新規に指定する講座は、大型自動車第一種免許や介護支援専門員実習研修など、業務独占資格の取得を目的とするものや、デジタル技術の進展を踏まえた、第四次産業革命スキル習得講座などが含まれております。また、働きながら学びやすくするため、夜間や土日講座、オンライン講座（一部またはすべてをeラーニングにより行うもの）も追加で指定が行われております。

自主的なスキルアップ促進を図るため、従業員様にご紹介くださいませ。

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
<b>専門実践教育訓練</b> 最大で受講費用の70% [年間上限56万円] を受講者に支給	<b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b> ・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、 歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師など <b>デジタル関係の講座</b> ・ITSSレベル3相当以上のIT関係資格取得講座 ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） <b>大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程</b> ・専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院など） ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）など <b>専門学校の課程</b> ・職業実践専門課程（文部科学大臣認定） ・キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
<b>特定一般教育訓練</b> 受講費用の40% [上限20万円] を受講者に支給	<b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b> ・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、 大型自動車第一種・第二種免許など <b>デジタル関係の講座</b> ・ITSSレベル2相当以上の情報通信資格の取得を目標とする講座 など
<b>一般教育訓練</b> 受講費用の20% [上限10万円] を受講者に支給	<b>資格の取得を目標とする講座</b> ・輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）、 介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、 社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、 TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士など <b>大学院などの課程</b> ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

### 教育訓練給付金とは

雇用保険の制度で、労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。申請はハローワークとなり、労働者個人で申請いただくようになります。

## トピックス

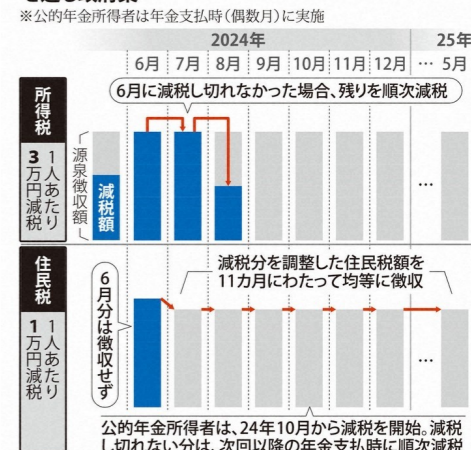
～ 今話題の定額減税とは ～



### 定額減税とは

2023年12月22日、2024年度の税制改正大綱が閣議決定され、その中で政府は、1人当たりで最大4万円の所得税・住民税の定額減税を、2024年6月1日以降の給与支払い（賞与が先にある場合は賞与支給）から実施することを表明しました。

#### 定額減税の実施時期（給与・公的年金所得者）を巡る政府案



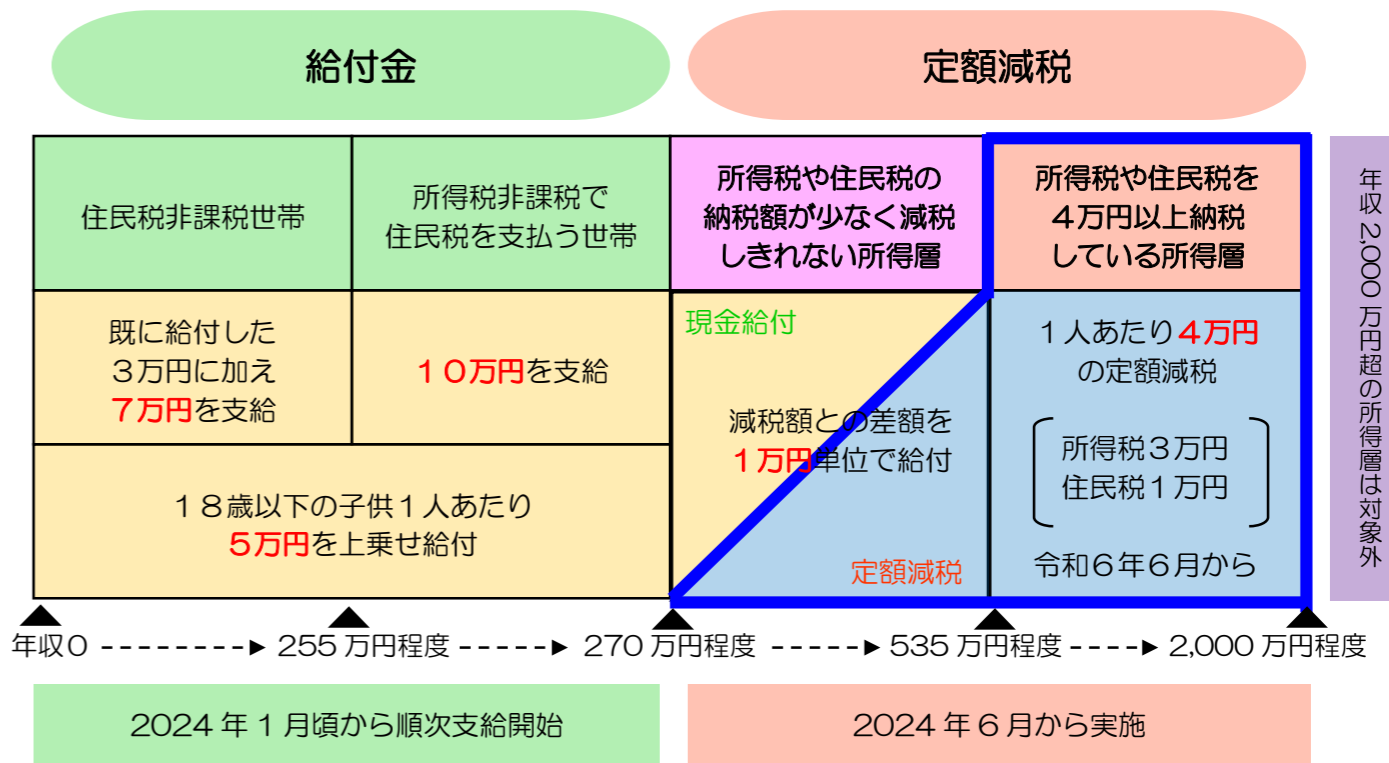
### 対象者

定額減税の対象となるのは、令和6年分の所得税を納税する居住者で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下（住民税は前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者）の方です。

### 減税額

所得税	本人：3万円 同一生計配偶者または扶養親族：1人につき3万円
住民税	本人：1万円 控除対象配偶者または扶養親族：1人につき1万円

### 給付金と定額減税のイメージ



フクシマ社会保険労務士法人  
 労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会  
 〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F  
 TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104  
 E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

